

# 愛知県キャンプ協会会則

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、愛知県キャンプ協会（以下「本会」という）と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、至学館大学時安研究室（愛知県大府市横根町名高山55）に置く。

## 第2章 目的と事業

(目的)

第3条 本会は、愛知県を代表するキャンプ団体として、県内における野外活動の健全な発展と普及に貢献し、キャンプ等の関係者がその相互連帯と資質の向上及び育成を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- |                      |                    |
|----------------------|--------------------|
| ①キャンプ指導者の養成及び育成。     | ④キャンプに関する相談及び指導。   |
| ②キャンプに関する講習会・研修会の開催。 | ⑤関係団体との協力及び連絡調整。   |
| ③キャンプ全般についての調査・研究。   | ⑥その他、本会の目的に必要な諸事業。 |

## 第3章 組織

(会員の種別)

第5条 本会は、次の会員をもって構成する。

- ①正会員      ②普通会員      ③賛助会員      ④団体会員

(入会)

第6条 前条①～④の会員になろうとする者は、別に定める申込み書により会長宛申し込むものとし、以下のいずれかの方法によるものとする

- ①正会員 本会会長宛に入会申請をし、会長が承認した個人及び団体  
②普通会員 日本キャンプ協会に登録をし、登録県名を愛知県とした個人  
③賛助会員 本会会長宛に入会申請をした個人  
④団体会員 本会会長宛に入会申請をした団体

(入会金及び会費)

第7条 会員は総会において別に定める入会金及び年会費を納めなければならない。

- 2 既納の納入金はいかなる場合も返還しない。

(会員資格喪失)

第8条 正会員が次の各号のひとつに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- ①退会届の提出をしたとき  
②本人が死亡し、又は会員である団体が解散又は消滅したとき  
③継続して2年以上会費を滞納したとき  
④継続して2年以上総会に参加しないとき（表決に必要な書面又は委任状を提出した場合を除く）  
⑤除名されたとき

2 普通会員が次の各号のひとつに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- ①退会届の提出をしたとき  
②本人が死亡したとき  
③(公社)日本キャンプ協会の登録が抹消されたとき  
④継続して2年以上会費を滞納したとき  
⑤除名されたとき

3 賛助金員及び団体会員が次の各号のひとつに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- ①退会届の提出をしたとき
- ②本人が死亡、又は会員である団体が消滅したとき
- ③継続して2年以上会費を滞納したとき
- ④除名されたとき

(退会)

第9条 会員が退会しようとする時は、退会届を会長に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一つに該当する場合には、総会出席者(委任状出席を含まない)の3分の2以上の議決に基づいて除名することができる。その場合は、その会員に対して議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- ①本会の規約に違反した時
  - ②本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為があった時
- 2 その場合、会員は理事会に異議を申し立てることが出来る。
  - 3 異議申し立てのあった場合、理事会は第三者を含む調査委員会を構成し、申し立て事項についての調査を命じ報告を受ける。
  - 4 理事会は調査報告を受け、裁定を下す。

(抛出金品の不返還)

第11条 既納の会費及びその他の抛出金品は返還しない。

## 第4章 役員

(役員)

第12条 本会に次の役員を置く。

- ①会長1名
- ②副会長2名
- ③理事長1名
- ④副理事長1名
- ⑤常任理事10名以内
- ⑥理事20名以内
- ⑦監事2名

(役員を選出と任務)

第13条 会長・副会長・理事及び監事は総会において推挙し、決定する。

- 2 理事長・副理事長・常任理事は理事の互選によって定める。
- 3 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときはその職務を代行する。
- 5 理事長は会長、副会長を補佐し、理事会の議決に基づき日常の事務を掌握する。
- 6 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、または理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 7 理事は、理事会を組織し、本会の業務を執行する。
- 8 常任理事は、常任理事会を組織し、理事会から付託された業務を執行する。
- 9 監事は、本会の業務及び会計を監査する。

(専門委員会)

第14条 本会は、業務遂行上、専門委員会を設置し、必要な職を置くことができる。

- 2 専門委員会に関する規程は、別に定める。

(任期)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補充により再任された役員任期は前任者の残任期間とする。
- 3 役員は任期満了でも後任者が就任するまでその職務を行う。

(名誉会長および名誉顧問)

第16条 本会に、名誉会長および名誉顧問を置くことができる。

- 2 名誉会長および名誉顧問は理事会で推挙し、会長が委嘱する。

- 3 名誉会長および名誉顧問は、会長の諮問に応ずる。

(顧問および参与)

第17条 本会に、常任顧問・顧問および参与を置くことができる。

- 2 常任顧問・顧問及び参与は、会長が委嘱する。
- 3 常任顧問・顧問及び参与は、必要に応じ、会長の諮問に応ずる。

## 第5章 会議

(会議の種類)

第18条 本会の会議は次とする。

- ①総会 ②理事会 ③常任理事会

(総会)

第19条 総会は、定期総会と臨時総会とし、正会員の3分の1以上の出席（委任状可）をもって成立する。

- 2 総会は年1回以上開催し、会長がこれを召集し、議長を務める。

- 3 次の場合には臨時総会を開くことができる。

- ①会長が必要と認めたとき
- ②正会員の5分の1以上の要求があったとき

- 4 総会は次の事項を審議決定する。

- ①事業計画・執行に関すること
- ②予算、決算の承認に関すること
- ③役員を選出等に関すること
- ④その他、必要事項に関すること

- 5 総会の議決は出席者(委任状出席を含まない)の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

- 6 総会は、議事録を作成し、議長及び出席者代表2名が署名し保管する。

- 7 総会の議事内容は全会員に通知する。総会は定期総会と臨時総会として、会員の10分の1以上の出席をもって成立する。

ただし、委任状をもって出席に代えることができる。

(理事会)

第20条 理事会は、理事長が召集する。

- 2 理事会は、理事の過半数以上の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって議決する。

- 3 理事会の議長は、理事長とする。

- 4 理事会は次の事項を議決する。

- ①総会で議決した事項の執行に関する事項
- ②総会に提出する議案に関する事項
- ③事業計画・収支予算書、事業報告・収支決算書の原案作成
- ④役員に関する事項
- ⑤会員の入会、会員資格喪失に関する事項
- ⑥その他、総会の議決を必要としない業務に関する事項
- ⑦理事会の権限に属する事項で特に急施な事項は会長において専決処理することができる。

この場合、会長は次期理事会で報告する。

(常任理事会)

第21条 常任理事会は、必要に応じて理事長が召集する。

- 2 常任理事会は、常任理事の過半数以上の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって議決する。

3 常任理事会の議長は、理事長とする。

## 第6章 会計

(経費)

第22条 本会の経費は、次をもって充てる。

①入会金 ②会費 ③寄付金 ④補助金 ⑤事業収入 ⑥その他の収入

(入会金)

第23条 本会の入会金は次の通りとする。

①日本キャンプ協会会員以外の正会員 2,000円

②賛助会員 2,000円

③団体会員 10,000円 (会費)

第24条 本会の会費は、次の通りとする。

①正会員 (年額) 2,000円

②普通会員 (年額) 2,000円

③賛助会員 (年額) 2,000円

④団体会員 (年額) 10,000円 (会計年度)

第25条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第7章 会則

(会則の改正)

第26条 この会則を改正は、総会において出席者の3分の2以上の承認を得て議決する。

(細則)

第27条 この会則の施行に関して、必要な諸規程については、理事会が定める。

付則 この会則は昭和58年5月15日から施行する。

この会則は昭和61年5月11日に一部改正する。

この会則は昭和63年5月8日に一部改正する。

この会則は平成2年6月3日に一部改正する。

この会則は平成10年4月19日に一部改正する。

この会則は平成11年5月9日に一部改正する。

この会則は平成16年5月16日に一部改正する。

この会則は平成17年5月15日に一部改正する。

この会則は平成18年4月23日に一部改正する。

この会則は平成19年4月15日に一部改正する。

この会則は平成22年4月17日に一部改正する。

この会則は平成24年4月22日に一部改正する。

2 会員種別に関する規定及びそれに伴う規定の変更については平成25年4月1日から施行する。

なお、平成24年度中に現会員について新たな会員種別への移行を図ることとする。